

「ラップ信託」のサービス拡充と約款改定について

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

「ラップ信託」のサービス拡充等に伴い、ラップ信託約款を改定いたしますのでご案内申し上げます。

◆2018年3月の改定

- ・ 減額の取扱い金額を「100万円以上」から「1万円以上」へ変更
- ・ 最低契約金額を「5,000万円」から「3,000万円」へ引下げ

◆2018年4月の改定

- ・ 個別運用商品の追加（3本）
- ・ ラップ信託約款（遺言代用信託約款）の文言訂正

ラップ信託約款 新旧対照表

2018 年 3 月 26 日改定

（下線部変更）

新	旧
ラップ信託約款（遺言代用信託約款）	
第 3 条（信託金額の定め） 当初信託金の額は、当初委託者が前条第 1 項第 1 号に定める申込みにおいて受託者に対し明示した額をいい、<u>3,000 万円</u>（以下、「最低信託金額」といいます。）以上の金額とします。 第 25 条（委託者による解約等） 1. 委託者は、受託者の事前の承諾が得られた場合には、本信託契約の全部または一部を解約することができるものとします。ただし、投資一任契約にて解約が認められていない期間に、投資一任契約の解約を伴う本信託契約の全部または一部の解約はできないものとします。また、投資一任契約の契約金額が <u>3,000 万円</u>を下回ることとなる投資一任契約の一部の解約を伴う場合には、本信託契約の一部の解約を行うことはできないものとします。 2.～5.（省略）	第 3 条（信託金額の定め） 当初信託金の額は、当初委託者が前条第 1 項第 1 号に定める申込みにおいて受託者に対し明示した額をいい、<u>5,000 万円</u>（以下、「最低信託金額」といいます。）以上の金額とします。 第 25 条（委託者による解約等） 1. 委託者は、受託者の事前の承諾が得られた場合には、本信託契約の全部または一部を解約することができるものとします。ただし、投資一任契約にて解約が認められていない期間に、投資一任契約の解約を伴う本信託契約の全部または一部の解約はできないものとします。また、投資一任契約の契約金額が <u>5,000 万円</u>を下回ることとなる投資一任契約の一部の解約を伴う場合には、本信託契約の一部の解約を行うことはできないものとします。 2.～5.（省略）
損失の危険に関する事項	
4. 本信託に係る重要事項 当初信託金の額は <u>3,000 万円</u>以上の金額とします。また、投資一任契約の契約金額が <u>3,000 万円</u>を下回ることとなる本信託契約の一部解約はできないものとします。 （以下、省略）	4. 本信託に係る重要事項 当初信託金の額は <u>5,000 万円</u>以上の金額とします。また、投資一任契約の契約金額が <u>5,000 万円</u>を下回ることとなる本信託契約の一部解約はできないものとします。 （以下、省略）
野村 SMA（エグゼクティブ・ラップ）投資一任契約約款	
第 10 条（投資計画の変更） 1.（省略） ①（省略） ②契約金額の減額（但し、1 回当たり <u>1 万円</u>以上 1 万円単位のものに限り。以下、「減額」といいます）	第 10 条（投資計画の変更） 1.（省略） ①（省略） ②契約金額の減額（但し、1 回当たり <u>100 万円</u>以上 1 万円単位のものに限り。以下、「減額」といいます）

新	旧
③～⑥（省略） 2.～9.（省略） 10. 減額を行った後の契約金額は、 <u>3,000 万円</u> を下回ってはならないものとします。 11.～12.（省略）	③～⑥（省略） 2.～9.（省略） 10. 減額を行った後の契約金額は、 <u>5,000 万円</u> を下回ってはならないものとします。 11.～12.（省略）
停止条件付野村 SMA（エグゼクティブ・ラップ）投資一任契約約款	
第 10 条（投資計画の変更） 1. （省略） ①（省略） ②契約金額の減額（但し、1 回当たり <u>1 万円</u> 以上 1 万円単位のものに限りです。以下、「減額」といいます） ③～⑥（省略） 2.～9.（省略） 10. 減額を行った後の契約金額は、 <u>3,000 万円</u> を下回ってはならないものとします。 11.～12.（省略）	第 10 条（投資計画の変更） 1. （省略） ①（省略） ②契約金額の減額（但し、1 回当たり <u>100 万円</u> 以上 1 万円単位のものに限りです。以下、「減額」といいます） ③～⑥（省略） 2.～9.（省略） 10. 減額を行った後の契約金額は、 <u>5,000 万円</u> を下回ってはならないものとします。 11.～12.（省略）

2018 年 4 月 16 日改定

（下線部変更）

新	旧
ラップ信託約款（遺言代用信託約款）	
第 26 条（受託者からの解約等） 1. （省略） ①～⑤（省略） ⑥第二受益者が存在しない場合（第二受益者が死亡し、または受託者の事前の承諾を得て当初委託者が第二受益者の指定を解除し、かつ、その後新たに受益者となるべき者の指定がなされていない場合をいいます。以下同じ。）において、当初委託者が、第 6 条第 6 項ただし書きの定めに従い、新たに受益者となるべき者の指定を受託者所定の期日までに行なわなかった場合。なお、本号に基づき解約され終了した本信託の受益権は、第一受益者に帰属するものとします。 ⑦～⑩（省略） 2.～4.（省略）	第 26 条（受託者からの解約等） 1. （省略） ①～⑤（省略） ⑥第二受益者が存在しない場合（第二受益者が死亡し、または受託者の事前の承諾を得て当初委託者が第二受益者の指定を解除し、かつ、その後新たに受益者となるべき者の指定がなされていない場合をいいます。第 3 項第 2 号において同じ。）において、当初委託者が、第 6 条第 6 項ただし書きの定めに従い、新たに受益者となるべき者の指定を受託者所定の期日までに行なわなかった場合。なお、本号に基づき解約され終了した本信託の受益権は、第一受益者に帰属するものとします。 ⑦～⑩（省略） 2.～4.（省略）

野村 SMA（エグゼクティブ・ラップ）投資一任契約約款及び 停止条件付野村 SMA（エグゼクティブ・ラップ）投資一任契約約款								
第 6 条（投資の方法及び取引の種類） 1.～6.（省略） <個別運用商品の名称、主な投資対象> 【追加】								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>個別運用商品の名称</th><th>主な投資対象</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ニッセイ／コムジェスト新興国成長株ファンド A コース限定為替ヘッジ（野村 SMA・EW 向け）</td><td>外国株式（ヘッジあり）</td></tr> <tr> <td>ニッセイ／コムジェスト新興国成長株ファンド B コース為替ヘッジなし（野村 SMA・EW 向け）</td><td rowspan="2">外国株式（ヘッジなし）</td></tr> <tr> <td>キャピタル世界株式ファンド NF</td></tr> </tbody> </table>	個別運用商品の名称	主な投資対象	ニッセイ／コムジェスト新興国成長株ファンド A コース限定為替ヘッジ（野村 SMA・EW 向け）	外国株式（ヘッジあり）	ニッセイ／コムジェスト新興国成長株ファンド B コース為替ヘッジなし（野村 SMA・EW 向け）	外国株式（ヘッジなし）	キャピタル世界株式ファンド NF	
個別運用商品の名称	主な投資対象							
ニッセイ／コムジェスト新興国成長株ファンド A コース限定為替ヘッジ（野村 SMA・EW 向け）	外国株式（ヘッジあり）							
ニッセイ／コムジェスト新興国成長株ファンド B コース為替ヘッジなし（野村 SMA・EW 向け）	外国株式（ヘッジなし）							
キャピタル世界株式ファンド NF								

以上